

名古屋市農業委員会 令和5年第7回総会 議 事 録

- 1 開催日時 令和5年7月20日（木） 開始：午後2時00分、終了：午後2時33分
2 開催場所 名古屋市役所西庁舎 12階 西12C会議室
3 農業委員出欠

定 数	16 人	在 任 数	15 人
定 足 数	8 人	出 席 数	15 人

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 4 農地利用最適化推進委員出欠

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 5 事務局職員出席者（課長級以上）

事務局長、事務局次長、農政課長、東部・緑農政課長、西部・守山農政課長、
中川農政課長、港農政課長

- 6 その他の出席者（証人、参考人、職員等）

事務局職員（係長級以下）5人

- 7 傍聴人 0人 他に 記者数 0人

- 8 進行

(1) 開会

(2) 議案審議

第57号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について

第58号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第59号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第60号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第61号議案 相続税の納税猶予に関する利用状況確認について

(3) 議題

①農地利用最適化推進委員の選定について

(4) 報告

①農地転用届出等処理報告について

(5) その他

(6) 閉会

令和5年第7回総会 委員出欠状況

出席農業委員（15名）

1 番	小 畠 盛 夫 委員	2 番	成 田 秋 義 委員
3 番	原 田 晴 充 委員	4 番	近 藤 正 俊 委員
5 番	阪 野 文 明 委員	6 番	石 田 正 彦 委員
7 番	川 本 美 幸 委員	8 番	箕 浦 基 伸 委員
9 番	布 目 巳佐子 委員	1 0 番	二 村 利 久 委員
1 1 番	横 井 昭 男 委員		
1 3 番	清 水 久 一 委員	1 4 番	野 間 利 和 委員
1 5 番	安 井 勝 春 委員	1 6 番	横 井 庸一郎 委員

出席農地利用最適化推進委員（11名）

1 7 番	森 國 晃 委員	1 8 番	山 口 儀 明 委員
1 9 番	若 松 邦 義 委員	2 0 番	木 村 幸 廣 委員
2 1 番	大 島 誠 委員		
2 3 番	安 井 正 敏 委員	2 4 番	横 井 慎 一 委員
2 5 番	木 村 正 男 委員	2 6 番	竹 川 孝 司 委員
2 7 番	服 部 勇 夫 委員	2 8 番	安 井 秀 樹 委員

令和 5 年第 7 回総会（令和 5 年 7 月 20 日）

開会（午後 2 時 00 分）

農政課長	本日はお忙しい中、またお暑い中、お集まりいただきありがとうございます。 定刻となりましたので、ただいまより令和 5 年第 7 回総会を始めさせていただきます。 会議に先立ちまして、資料の一部に誤りがございましたので、申し訳ありませんが訂正をさせていただきたいと思えます。処理報告の目次をご覧くださいませでしょうか。 「農地法第 4 条第 1 項第 8 号」と記載されておりますが、正しくは「農地法第 4 条第 1 項第 7 号」でございます。また、「農地法第 5 条第 1 項第 7 号」と記載されておりますが、正しくは「農地法第 5 条第 1 項第 6 号」でございます。9 ページから 64 ページにおける表題につきましても、同様となります。 以上、お詫びの上、訂正をさせていただきます。申し訳ございません。 それでは、会長の議事進行により会議を進めていただきます。会長、よろしくお願いいたします。
議長（会長）	ただいまより、令和 5 年第 7 回総会を開会いたします。 本日は、本当にお暑い中、大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。 今日は東海地方、梅雨明けだそうですので、暑さに気を付けて頑張りましょう。 それでは、本日の議案といたしまして、第 57 号議案「農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について」から、第 61 号議案「相続税の納税猶予に関する利用状況確認について」までの 5 議案の審議を行います。また、議題を 1 件、報告事項

を 1 件予定しております。議事の進行及び議案については、お手元配付の次第のとおりでございます。

限られた時間の中ではございますが、十分ご審議いただくようお願いいたします。

それでは、会議を進めさせていただきます。まず、本日の農業委員のご出席は 15 人中 15 人で、定足数を満たしておりますので、会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員は 12 人中 12 人のご出席でございます。

次に、本日の議事録署名者は、氏名の 50 音順により、二村利久委員及び箕浦基伸委員の両委員をお願いいたします。

それでは、本日の議事に移りたいと思います。

まず始めに、お願いがございます。総会での発言は、全て議事録に記録しております。発言される場合には、まず、挙手をし、私から指名を受けた上で、必ずマイクを使って発言して下さい。議事録を正しく作成するため、お手数ですがご協力をお願いいたします。

では、議案審議に入ります。

まず、はじめに、第 57 号議案、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について審議を行います。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 4-6 について、13 番、清水委員、お願いいたします。

清水委員

受付番号 4-6 につきまして、木村推進委員さんと事務局職員

とで、7月4日に調査した結果を報告します。

受付番号4-6は、譲渡人が、営農規模縮小のため、営農規模拡大を希望する譲受人に農地を譲渡するために許可申請されたものです。

受付番号4-6の港区川園三丁目の1筆は畑で、イチジク、枝豆等が作付けされていました。

なお、譲受人の所有する農地は、名古屋市内の農地については適正に管理されていることを確認しており、あま市の農地については、あま市農業委員会を通じて隣地耕作者と作業委託について調整中と伺っております。譲受人は、権利取得後の農地について、適正に利用すると認められます。

以上、調査の結果、許可をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

成田委員

質問します。港区当知三丁目の譲受人。今、農地であま市とか何かって言われた。

清水委員

あま市にも持ってみえます。

成田委員

持ってみえるわけね。女性の方が。そんな言い方は失礼ですけど。経営としてはしっかり、野菜も作ってみえる。

清水委員

南陽町の藤高にも田んぼと畑を持ってみえます。一応、あま市のほうは、きれいな感じではなかったですけど、隣地の人と耕作についての話し合いをしているところです。

成田委員

そういう方ですか。どういう方かなあと思って。わかりまし

	た。農業やって、立派なものです。
清水委員	会社もやってみえる方です。
成田委員	どういう関係の会社なんですか。
清水委員	何から何まで総合的なことをやってみえる会社です。
成田委員	野菜みたいなもん。
清水委員	野菜じゃなくて建物関係とか。
成田委員	ああ、そういう建築業ね。そういうふうで、農業もやっとなと。そういうあれですね。そういう説明があれば非常に良かったんですが。ありがとうございました。
議長（会長）	他にご意見ございますか。
	他にないようです。それでは、第 57 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 57 号議案の案件は、許可することといたします。
	次に、第 58 号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について審議を行います。
	それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 2-2 について、8 番、箕浦委員、お願いいたします。
箕浦委員	受付番号 2-2 の農地について、7 月 6 日に若松委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。

	申請地は田で、耕起している状態であり、申請者の母がお亡くなりになるまでは、主たる従事者として農地を良好に管理されていたことを確認いたしました。 何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-3 について、21 番、大島委員、お願いいたします。
大島委員	受付番号 2-3 の農地について、7 月 5 日に川本委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 申請地は畑で、耕作準備中の状態であり、申請者ご自身が体調を崩されるまでは、主たる従事者として農地を良好に管理されていたことを確認いたしました。 何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 58 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 58 号議案の案件は証明することといたします。 次に、第 59 号議案、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について審議を行います。

	それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-14 について、5 番、阪野委員、お願いいたします。
阪野委員	受付番号 1-14 の農地について、近藤正俊委員と事務局職員で、7 月 4 日に、現地調査した結果を報告します。 受付番号 1-14、天白区土原三丁目の 1 筆は、イチジクやミカンなどが栽培されており、肥培管理良好で、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。 以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 1-15 について、17 番、森委員、お願いいたします。
森委員	受付番号 1-15 の農地について、原田晴充委員と事務局職員で、7 月 5 日に、現地調査した結果を報告します。 受付番号 1-15、緑区大高台三丁目の 1 筆は、トマトやナスなどが栽培され肥培管理良好であり、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。 以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 1-16 について、5 番、阪野委員、お願いいたします。
阪野委員	受付番号 1-16 の農地について、近藤正俊委員と事務局職員で、7 月 4 日に、現地調査した結果を報告します。 受付番号 1-16、天白区天白町大字平針字黒石の 1 筆は、梅

	やミカン、ネギなどが栽培されており、肥培管理良好で、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。 以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 1-17 及び 1-18 について、3 番、原田委員、お願いいたします。
原田委員	受付番号 1-17 及び 1-18 の農地について、森國晃委員と事務局職員で、7 月 5 日に、現地調査した結果を報告します。 受付番号 1-17 及び 1-18 の願出者はご夫婦で、共有で農地を管理しております。 願い出の農地、緑区定納山一丁目の 1 筆は、ミカンやイチジクなどが、定納山二丁目の 2 筆は、他筆と一体でミカンやブルーベリーなどが栽培され、肥培管理良好でした。 願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。 以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-10 について、19 番、若松委員、お願いいたします。
若松委員	受付番号 2-10 について、7 月 6 日に、箕浦委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 申請地は畑で、柿、イチジクが作付けされていました。 願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら

	問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 3-6 及び 3-7 について、22 番、伊藤委員、お願いいたします。
伊藤委員	受付番号 3-6 及び 3-7 の農地につきまして、7 月 4 日に事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。 受付番号 3-6 の中川区富田町大字千音寺字平毛の 8 筆、富田町大字千音寺字西六反畑の 1 筆、富田町大字千音寺字西福正の 1 筆、富田町大字千音寺字猪ノ木の 1 筆、富田町大字千音寺字三反田の 5 筆、富田町大字千音寺字一本松の 1 筆、富田町大字千音寺字下前田畔の 1 筆の農地は、区画整理中につき作止め中。富田町大字千音寺字南島の 2 筆の田には、水稻が作付けされ、良好に管理されていました。 受付番号 3-7 の中川区富田町千音寺無田居の 2 筆の畑は、現在区画整理中につき作止め中でした。 以上、証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 3-8 について、10 番、二村委員、お願いいたします。
二村委員	受付番号 3-8 の農地につきまして、7 月 4 日に事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。 受付番号 3-8 の中川区荒中町の 2 筆の畑には、サトイモ、キュウリ、ネギ、ナス、トマトが、中川区打中一丁目の 1 筆の畑には、サトイモ、ネギ、シソ、ミカンが作付けされ、良好に管理されていました。

	以上、証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 3-9 について、24 番、横井委員、お願いいたします。
横井（愼） 委員	受付番号 3-9 の農地につきまして、7 月 4 日に事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。 受付番号 3-9 の中川区法華西町の 1 筆の畑には、ネギ、シソ、スイカが、同法華西町の 1 筆の畑には、ネギ、ナス、サトイモが作付けされ、良好に管理されていきました。 以上、証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 3-10 について、11 番、横井委員、お願いいたします。
横井（昭） 委員	受付番号 3-10 の農地につきまして、7 月 6 日に事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。 受付番号 3-10 の中川区福島一丁目の 1 筆の一部、福島二丁目の 2 筆の田には水稻が作付けされ、良好に管理されていきました。 以上、証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 4-9 について、15 番、安井委員、お願いいたします。
安井（勝） 委員	受付番号 4-9 の農地につきまして、竹川推進委員さんと事務局職員で、7 月 5 日に調査した結果を報告します。

	受付番号 4-9 の田は、水稻が作付けされ、良好に管理されていました。 事務局において、申請時に申出人が、引き続き農業経営されていることを確認しました。 調査の結果、証明するに問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 4-10 について、13 番、清水委員、お願いいたします。
清水委員	受付番号 4-10 の農地につきまして、服部推進委員さんと事務局職員で、7 月 4 日に調査した結果を報告します。 受付番号 4-10 の 2 筆は田で、水稻が作付けされ、良好に管理されていました。 申請の際に、事務局において、中間管理機構に貸し出しをされ、引き続き農業経営をしているとみなすことを確認しました。 調査の結果、証明するに問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 59 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。

議長（会長）	ご異議なしと認め、第 59 号議案の案件は証明いたします。 次に、第 60 号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明について審議を行います。 それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-2 について、4 番、近藤委員お願いいたします。
近藤委員	受付番号 1-2 の農地について、阪野文明委員と事務局職員で、7 月 4 日に、現地調査した結果を報告します。 願い出の、名東区勢子坊一丁目の 2 筆は、昨年、被相続人が亡くなられ、養女が、引き続き農業経営を続けられると申し出られました。 申請地は、トマト、スイートコーン、ハーブなどが栽培され、良好に管理されていました。また、申請者自らが耕作していることを確認し、これまでも農作業に従事していることから、今後も農地の管理を続けることは可能であると見込まれます。 以上のことから、相続税の納税猶予の適格者とすることに、私としては、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 60 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 60 号議案の案件は証明いたします。

	次に、第 61 号議案、相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について審議を行います。 それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-1 から 1-3 について、1 番、小畠委員、お願いいたします。 受付番号 1-1 から 1-3 について、山口儀明委員と事務局職員で、7 月 4 日に、現地調査した結果を報告します。 これら 3 件は、それぞれの相続人が姉妹で、母である被相続人から同一時期に相続し、納税猶予の適用を受けており、その農地について、昭和税務署から利用状況の確認を求められているものです。なお、納税猶予の対象面積はそれぞれの相続分となっています。 受付番号 1-1、緑区藤塚三丁目の 1 筆には、トマトやスイートコーンなどが、受付番号 1-2 の、同 1 筆には、サトイモやトマトなどが、受付番号 1-3 の、同 1 筆には、サトイモやカボチャなどが、それぞれ栽培され、農地として良好に管理されていました。また、これらの農地は、それぞれの相続人が相続して以来、所有者自らにより、農地として管理されてきたことを確認しました。 以上、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
小畠委員	ありがとうございます。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 61 号議案の案件については、承認してよろしいか、お諮りいたします。
議長（会長）	異議なし。

議長（会長）	ご異議なしと認め、第 61 号議案の案件は承認いたします。 本日予定しました議案は以上でございます。 続きまして、議題に移ります。 右上に議題 1 とあります資料をご覧ください。議題「農地利用最適化推進委員の選定について」でございます。 事務局、説明をお願いいたします。
農政課長	始めに、名古屋市議会 6 月定例会におきまして、次期農業委員の選任に関しまして、全員の方についての議会の同意を得られましたので、ここでまずはそのご報告をさせていただきます。農業委員の方々につきましては、9 月に任命をさせていただく予定でございますので、よろしくお願いいたします。 それでは、議題 1 をご覧ください。 議題 1 は、次期農地利用最適化推進委員の候補者名簿でございます。評価会議の選考を経て名簿の方々が時期の推進委員として選定をされております。 9 月の改選のときにおきまして、新農業委員会において委嘱する予定でございますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。
議長（会長）	ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますか。 特にないようです。それでは、議題については、案のとおり選定してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。

議長（会長）	ご異議なしと認め、議題については、案のとおり選定することいたします。
	続きまして、報告に移ります。
	報告（1）「農地転用届出等処理報告」について事務局、お願いいたします。
農政課長	それでは、令和５年６月１日から令和５年６月３０日までに、名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程に基づき、事務局が処理した案件につきまして、ご報告させていただきます。
	まず、１ページから８ページにかけまして、農地法第３条の３の規定による届出が２２件
	続いて、９ページから２１ページにかけまして、農地法第４条第１項第７号の規定による転用届出が３８件
	続いて、２２ページから５３ページにかけまして、農地法第５条第１項第６号の規定による転用届出のうち所有権移転に係るものが９２件
	続いて、５４ページから６１ページにかけまして、同じく、農地法第５条転用届出のうち賃借権設定に係るものが１４件
	続いて、６２ページから６４ページにかけまして、同じく、農地法第５条転用届出のうち使用貸借権設定に係るものが７件
	続いて、６５ページですが、農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知が１件
	続いて、６６ページですが、現況証明願が２件

議長（会長）	続いて、67 ページですが、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願が 1 件 続いて、68 ページですが、転用届出に係る訂正願が 1 件 続いて、69 ページですが、農地の転用事実に関する照会が 4 件 それぞれ受理いたしております。報告は、以上でございます。 ただ今の報告で、何かご質問等はございますか。 特にないようです。 報告については、以上でございますが、その他、何かありますでしょうか。
議長（会長）	特にないようです。 それでは、以上をもちまして、令和 5 年第 7 回総会を閉会いたします。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。

閉会（午後 2 時 33 分）